平成１８年5月１６日

各　　位

会 社 名　あすか製薬株式会社
代表者名　取締役社長　山口　隆
(コード番号　４５１４　東証第一部)
問合せ先　法務広報部長　小松　哲
(ＴＥＬ.　０３－５４８４－８３６６)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年５月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年６月 29 日開催予定の第 86 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

⑴ 今後の機動的な資本政策の実効性を確保するため、現行定款第５条（発行する株式の総数）に定める当会社の発行する株式の総数を6,000万株から9,000万株に変更するとともに所要の変更を行うものであります。

⑵ 当社は、経営環境に的確かつ迅速に対応するため、平成13年６月より取締役会の機能の強化を図るとともに、執行役員制度を導入しておりますが、この制度が定着し、少数の取締役により取締役会を構成して意思決定を行っている実態に即し、現行定款18条（取締役の数）に定める取締役の員数を15名以内から10名以内に減員するとともに、所要の変更を行うものであります。

⑶ 「会社法」（平成17年法律第86号）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」（同13号）が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、定款に定めることで可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。

① 会社法第 326 条第２項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第４条（機関）を新設するものであります。

② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第８条（株券の発行）を新設するものであります。

③ 会社法第189条第２項および会社法施行規則第35条の規定に従い、単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、第11条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

④ 会社法施行規則第94条第１項、第133条第３項、 会社計算規則第161条第４項および第162条第４項の規定に従い、株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主の皆様に提供したものとみなす対応ができるよう、第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

⑤ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

⑥ 引用する条文を会社法の相当条文に変更、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更、あわせて一部表現、構成の変更および字句の修正を行うものであります。

⑦ 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日　程

定款変更のための株主総会開催日	平成１８年６月２９日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成１８年６月２９日（木曜日）

以　上

別　紙

（下線は変更部分を示しております。）

現　　行	改 訂（案）
第１章　　総則 （商号） 第１条　当会社はあすか製薬株式会社と称し、英文ではASKA Pharmaceutical Co., Ltd. と表示する。	第１章　　総則 （商号） 第１条　当会社は、あすか製薬株式会社と称し、英文ではASKA Pharmaceutical Co., Ltd. と表示する。
（目的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 １　医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、試薬、動物用医薬品、飼料および飼料添加物、農薬、工業薬品、衛生用品、食品およびそれらの原料の製造、販売ならびに輸出入。 ２　臨床に関する検査の受託業務。 ３　前各号に附帯する一切の業務。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （現行どおり）
（本店の所在地） 第３条　当会社は本店を東京都港区におく。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。
（新　設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １　取締役会 ２　監査役 ３　監査役会 ４　会計監査人
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　　株式 （発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は 6,000 万株とする。	第２章　　株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、9,000 万株とする。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第２１１条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（自己株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。
（新　設）	（株券の発行） 第８条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（１単元の株式の数） 第７条　当会社は 1,000株をもって株式の１単元とする。	（単元株式数） 第９条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。
（１単元の株式の数に満たない株式に係る株券） 第８条　当会社は１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。	（単元未満株券の不発行） 第10条　当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。

別　紙

現　　行	改 訂（案）
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第11条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １　会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２　会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ３　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４　次条に定める請求をする権利
（単元未満株式の買増請求） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。 ２　買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。	（単元未満株式の売渡請求） 第12条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求することができる。 （削　除）
（株券の種類） 第10条　当会社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規則による。	（削　除）
（名義書換代理人） 第11条　当会社は株式につき名義書換代理人をおき、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取りおよび売渡し、届出の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取り扱わない。 当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備えておくものとする。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。	（株主名簿管理人） 第13条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
（株式取扱規則） 第12条　当会社の株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いは取締役会で定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第14条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

別　紙

現　　行	改 訂（案）
（基準日） 第13条　当会社は毎営業年度末日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項の外必要あるときは、あらかじめ公告して一定の日における最終の株主名簿等に記載または記録の株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。	（削　除）
第３章　株主総会 （招集） 第14条　当会社の定時株主総会は毎年６月に招集する。臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。	第３章　株主総会 （招集） 第15条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（新　設）	（定時株主総会の基準日） 第16条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
（議長） 第15条　株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に支障あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	（招集権者および議長） 第17条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
（新　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議方法） 第16条　株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 ２　商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。	（決議の方法） 第19条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

別　紙

現　　行	改 訂（案）
（議決権の代理行使） 第17条　株主は他の議決権ある株主に委任してその議決権を行使することができる。 （新　設）	（議決権の代理行使） 第20条　株主は、当会社の議決権ある株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。 ２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第４章　取締役および取締役会 （取締役の数） 第18条　当会社に取締役１５名以内をおく。	第４章　取締役および取締役会 （員数） 第21条　当会社の取締役は、１０名以内とする。
（取締役の選任方法） 第19条　当会社の取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任については累積投票によらない。	（選任方法） 第22条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。 補欠または増員により選任された取締役の任期は他の現任者の残任期間と同一とする。	（任期） 第23条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会はその決議によって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長１名、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができる。 取締役社長は会社を代表する。 取締役会の決議をもって取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第24条　取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。 ２　取締役社長は会社を代表する。 ３　取締役会の決議をもって取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。
（取締役会の招集通知） 第22条　取締役会の招集の通知は各取締役および各監査役に対し会日の３日前に発する。ただし緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。 （新　設）	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

別　紙

現　　行	改 訂（案）
（取締役会の決議方法） 第23条　取締役会の決議は取締役の過半数をもって決する。	（取締役会の決議方法） 第26条　取締役会の決議は、取締役の過半数をもって行う。
（新設）	（取締役会の決議の省略） 第27条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
（相談役および顧問） 第24条　取締役会の決議により当会社に相談役および顧問若干名をおくことができる。	（相談役および顧問） 第28条　（現行どおり）
（取締役会規則） 第25条　取締役会に関するその他の事項は取締役会が別に定める取締役会規則による。	（取締役会規則） 第29条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会 （監査役の数） 第26条　当会社に監査役５名以内をおく。	第５章　監査役および監査役会 （員数） 第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。
（監査役の選任方法） 第27条　当会社の監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	（選任方法） 第31条　当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第28条　監査役の任期は就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。 補欠により選任された監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする。	（任期） 第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（監査役会の招集通知） 第29条　監査役会の招集の通知は各監査役に対し会日の３日前に発する。ただし緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。 （新　設）	（監査役会の招集通知） 第33条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第30条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって決する。	（監査役会の決議方法） 第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き監査役の過半数をもって行う。
（監査役会規則） 第31条　監査役会に関するその他の事項は監査役会が別に定める監査役会規則による。	（監査役会規則） 第35条　（現行どおり）

別　紙

現　　行	改 訂（案）
第６章　計　　算 （営業年度） 第32条　当会社の営業年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	第６章　計　　算 （事業年度） 第36条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。
（利益配当金） 第33条　利益配当金は毎営業年度末日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。	（期末配当の基準日） 第37条　当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
（中間配当） 第34条　当会社は取締役会の決議により毎年９月３０日現在の最終の株主名簿等に記載された株主または記録された株主もしくは登録質権者に対し中間配当（商法第２９３条ノ５の規定による金銭の分配をいう）をすることができる。	（中間配当） 第38条　当会社は、取締役会の決議により毎年９月３０日を基準日として、中間配当を行うことができる。
（除斥期間） 第35条　利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは当会社はその支払の義務を免れるものとする。	（配当金の除斥期間） 第39条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以　上